

いじめに対する基本方針

第1章 いじめに対する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。職員は、いじめを絶対に許さないという姿勢を持ち、生徒からの相談に親身になって応じることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校は、聖徳太子の「和の精神」に基づき、感謝の気持ちや人を思いやる心の育成を心がけ、お互いに助け合い、教え合い、切磋琢磨する「慈悲共生」の意識を高め、心身ともに調和のとれた人物を育成することを教育理念としている。また、人権教育においても、命を大切にし、礼儀をわきまえ、誠実にものごとに向き合い、社会に貢献する人物を育成することを理念としている。そして、いじめをしない・許さない人物を育てる教育を推進している。

よって、ここに「いじめに対する基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる

- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ問題に対処する組織

(1) 名称

いじめ対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、事務局総務課長、教務部長、生徒指導部長、進路指導部長、各学年主任、保健主事、スクールカウンセラー、人権教育係

(3) 役割

- ア いじめに対する基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめへの対応
- エ 職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取り組みの有効性の検証
- ク いじめに対する基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

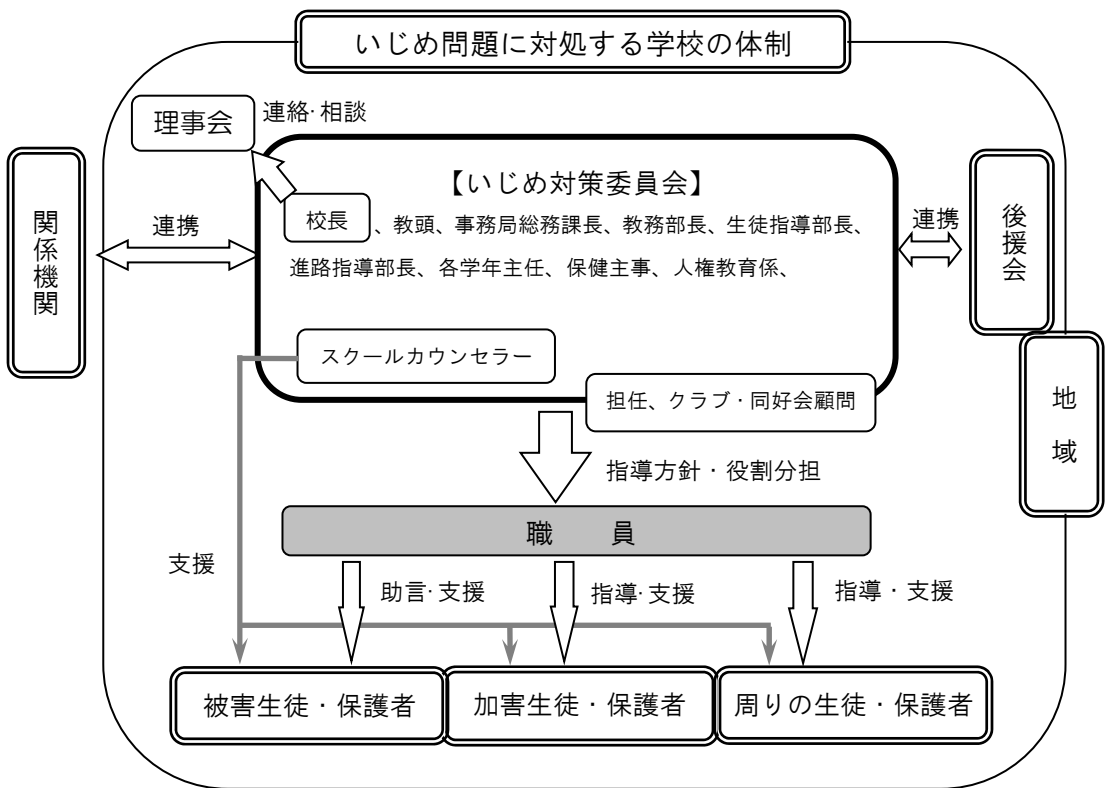
四天王寺羽曳丘高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	生徒・保護者へ相談窓口の周知 新入生オリエンテーションで人権教育係から説明	生徒・保護者へ相談窓口の周知	生徒・保護者へ相談窓口の周知	年間計画の確認、問題行動調査結果を共有 「いじめに対する基本方針」のHP更新 保護者総会で「いじめに対する基本方針」の趣旨説明
5月	人権教育（同和問題） いじめアンケート実施 人権教育（在日外国人問題）	いじめアンケート実施	いじめアンケート実施	第1回委員会（アンケート結果について）
6月	個人懇談 （家庭での様子の把握）	個人懇談 （家庭での様子の把握）	個人懇談 （家庭での様子の把握）	
7月				職員人権研修
10月		人権教育（民族問題）① 修学旅行 人権教育（民族問題）②		
11月	いじめアンケート実施 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） 人権教育映画鑑賞	いじめアンケート実施 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） 人権教育映画鑑賞	いじめアンケート実施 人権教育映画鑑賞	第2回委員会（アンケート結果について）
12月			保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	学校評価アンケート
1月	人権教育（ネット問題）			
2月			卒業生アンケート実施	
3月				第3回委員会（年間の取り組みの検証）

5 取り組み状況の把握と検証

いじめ対策委員会は、年3回、検討会議を開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処についての検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う（PDCA※）。

※P：Plan(計画) D：Do(実行) C：Check(検証) A：Action(改善)

6 いじめ問題に対処する学校の体制



第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体に、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を仏教(仏教行事)、各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

また、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、職員は、平素からいじめは絶対に許さないということを言葉にし、生徒一人ひとりにしっかりと目を向け、いじめの未然防止に取り組む。

2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、職員に対して会議等で本方針について確認する。生徒に対しては、ホームルームや人権学習及び各授業において、いじめは許さないということを何度も確認する。
- (2) いじめをしない・許さない生徒を育成するため、日々の学校生活や人権教育の時間を使い、命の尊さや人権尊重の精神について話し合い、発言の機会を与え、感想文を提出させる。そして、自他の存在を認め、尊重し合える態度を養い、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、生徒たちの生活背景や、生活態度、友人関係などを十分に把握しておく。
- (4) 生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、授業、学級活動、クラブ活動、生徒会活動などの様々な校内活動等において、生徒が活躍できる場所を作り、やる気と自信を持たせる。

- (5) 分かりやすい授業づくりを進めることで、学力向上はもちろん、生徒が授業に参加・活躍できる場面をつくる。そのために、教員同士の授業参観、生徒へのアンケート、研究授業などを実施すると同時に、教員間で授業等について気軽に話ができる雰囲気をつくることに努力する。
- (6) ストレスに適切に対処できる力を育むために、授業、学校行事、クラブ活動等を通じて忍耐力や精神力を養わせる。
- (7) いじめを助長するような職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、職員の自覚を促す研修会や相互チェックの機会を設ける。
- (8) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、職員は学校生活のさまざまな場面で、生徒の言動に対して目を配り、褒めるタイミングを逃さないことに注意し、結果的に成功体験を積ませる。
- (9) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法のひとつとして、まず職員がいじめについて学び、普段の学校生活の中で、いじめは許さないという言動を心がけ、「いじめ防止年間計画」を真摯に実践する。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、職員は、生徒の何気ない言動の中にいじめを感じ取る感性や、隠れているいじめの構図に気づく洞察力、よりよい集団にしていく実行力が求められている。

本校は、年に2回の「いじめアンケート」を実施しているが、職員が、普段から出来る限り生徒一人ひとりに真摯に向き合うことによって、生徒が示す小さな変化や危険信号(SOS)を見逃さないことが最も重要であると考えます。

また、生徒のいじめについては、職員が情報を共有することとする。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 生徒・保護者、職員が日頃から良好な人間関係を築いておくことが最も重要である。
- (2) 実態把握の方法として、アンケートを年2回、5月・10月に実施する。教育相談・日常の観察は、職員及びスクールカウンセラーが行う。
- (3) 学校はスクールカウンセラーを置き、カウンセリングルームを設置する。
- (4) 広報活動により、相談体制を広く周知する。

第4章 いじめが発生したとき

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要である。いじめを受けた生徒は、仲間からの励ましや、職員・保護者等の支援により、ダメージからの回復のきっかけをつかむことができる。いじめ再発の防止のため、いじめ行為の原因を究明すること、いじめ行為に及んだ生徒の背景を把握し指導に当たることが重要である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、できるだけ早い段階から当該事象に関わり、生徒等の安全を確保する。生徒・保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめを知らせてきた生徒・保護者の安全を確保することにも配慮する。また、生徒の個人情報については、対外的に漏洩することがないように、慎重に取り扱う。
- (2) 職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任・人権教育係に報告する。学年主任または人権教育係は、「いじめ対策委員会」に対策会議の開催を要請する。「いじめ対策委員会」は速やかに方針を決定し、担任・当該学年等が関係生徒等から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無や内容の確認を行う。

- (3) いじめが認知された場合、校長は理事会に報告し相談する。
- (4) いじめ対策委員会の指示により、担任・当該学年等が被害生徒・加害生徒の保護者へ連絡し、来校または家庭訪問等により、当該生徒の保護者に直接会って、より丁寧に説明等を行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 被害生徒及びその保護者への支援

- (1) 加害生徒の別室指導や、退学を含めた処罰などにより、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、被害生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、被害生徒にとって信頼できる人（友人や職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会の指示により、担任・当該学年等が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て、被害生徒及びその保護者への対応・支援を行う。

4 加害生徒への指導・処罰及びその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめをやめさせた上で、加害生徒から事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速に加害生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) 加害生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の過ちと結果に対する責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。その指導にあたり、複数の職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

- (4) 加害生徒への処罰については、生徒指導上の本校の規定に準じる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめに関わった生徒に対しては、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の痛みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」や、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」になっていた生徒に対しても、そのような行為は、いじめを受けている生徒にとっては、いじめそのものによる苦痛に加えて、孤独感・孤立感を強めるということを理解させる。「観衆」や「傍観者」であった生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、職員は「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、先生や保護者に出来る限り早く知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害生徒・加害生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任・当該学年等が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚してクラス運営するとともに、他の職員は担任・当該学年等を支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動・クラブ活動を活用し、生徒やクラス・クラブ等のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。体育祭や文化祭、クラブ活動・校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、「情報」や「総合的な学習」の授業において、「情報の受け手・発信者」としての必要な基本的知識を学習する。また、「情報の発信者」としての自覚や責任を学習する機会を設ける。

7 重大事態への対応

* 重大事態とは、いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態のこと。例えば、生徒が自殺を企図した、いじめにより一定期間連続して欠席(目安は年間30日)している、また生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあった場合等である。

- (1) 報告
重大事態が発生した場合、校長は直ちに、理事会に報告し、理事会は教育長に報告する。
- (2) 調査の主体と組織
理事会は、その事態の調査を行う主体と組織を決定する。調査については、たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。聴き取りについては、情報提供者を守ることを最優先とする。また、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に考慮する。
(ア) 学校が主体となる場合は、「いじめ対策委員会」が調査を行い、理事会は、必要な指導、人的措置等、適当な支援を行う。
(イ) 理事会が主体となる場合もある。

(3) 調査結果の報告及び提供

調査結果は、調査の主体が学校である場合も理事会である場合も、理事会が教育長に報告する。その際、いじめを受けた生徒・保護者の所見を、当該生徒・保護者の希望に応じて、調査結果の報告に添付する。また、学校または理事会は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。アンケートを取る場合には、いじめられた生徒・保護者にその結果を提供する旨を、調査対象となる在校生やその保護者にあらかじめ説明する。

(4) 教育長による再調査等

(ア) 再調査の方法

- ① 調査結果の報告を受けた教育長は、必要に応じて再調査を行う場合がある。
- ② 再調査は、「大阪府立学校等のいじめの重大事態に係る再調査委員会」を設置して行う。
- ③ いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明する。

(イ) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ① 教育長は、本校に対して再調査の結果を踏まえ、私立学校法の規定等に基づき、必要な措置を講じる。

※附則①

この方針は、平成 26(2014)年 4 月 5 日より施行する。

※附則②

第 4 章 7 重大事態への対応を加筆。[平成 28(2016)年 9 月 14 日]